

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一
加古川市監査委員 北 本 敏
加古川市監査委員 藤 原 繁 樹
加古川市監査委員 井 上 恭 子

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項並びに加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

秘書室（秘書課）、防災部（防災対策課）、企画部（政策企画課、広報・行政経営課、財政課、情報政策課）、中学校2校、小学校6校、幼稚園3園、こども園2園及び総務部（総務課、人事課、職員課、管財課、契約検査課）において、令和3年度から4年度に執行された事務事業を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和4年8月17日から令和4年10月28日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業について、指摘すべき事項は見受けられなかった。